

川崎市1号認定保育料（利用者負担額）の見直し案

川崎市1号認定保育料（教育標準時間：3歳以上児）					
見直し案			現 行		
階層区分	定 義	基本保育料	階層区分	定 義	基本保育料
A	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	B	市民税非課税世帯、 市民税所得割額非課税世帯	0
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	0			
C1	市民税均等割のみ	0			
C2	市民税所得割課税額 5,000円以下	4,000	C1	市民税所得割課税額 48,600円以下	4,000
C3	5,001円以上～48,600円以下	4,000	C2	48,601円以上～50,400円以下	5,000
C4	48,601円以上～50,400円以下	5,000	C3	50,401円以上～70,800円以下	7,000
C5	50,401円以上～60,000円以下	7,000			
C6	60,001円以上～70,800円以下	7,000	C4	70,801円以上～77,100円以下	10,000
C7	70,801円以上～77,100円以下	10,000	C5	77,101円以上～97,000円以下	12,000
C8	77,101円以上～97,000円以下	12,000	C6	97,001円以上～123,000円以下	15,000
C9	97,001円以上～108,600円以下	15,000			
C10	108,601円以上～123,000円以下	15,000	C7	123,001円以上～154,200円以下	19,000
C11	123,001円以上～138,600円以下	19,000			
C12	138,601円以上～154,200円以下	19,000	C8	154,201円以上～183,900円以下	19,500
C13	154,201円以上～169,000円以下	19,500			
C14	169,001円以上～183,900円以下	19,500	C9	183,901円以上～211,200円以下	20,000
C15	183,901円以上～211,200円以下	20,000			
C16	211,201円以上～234,600円以下	22,000	C10	211,201円以上～301,000円以下	22,000
C17	234,601円以上～258,600円以下	22,000			
C18	258,601円以上～276,600円以下	22,500			
C19	276,601円以上～301,000円以下	23,000	C11	301,001円以上～366,700円以下	24,000
C20	301,001円以上～321,700円以下	24,000			
C21	321,701円以上～341,200円以下	24,000			
C22	341,201円以上～366,700円以下	24,500	C12	366,701円以上	25,000
C23	366,701円以上～397,000円以下	25,000			
C24	397,001円以上～475,300円以下	25,000			
C25	475,301円以上	25,200			

※小学校3年生以下の年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料とする。

* 階層区分を保育所保育料との整合性を図り について増額改定を行う。

国基準1号認定保育料 （教育標準時間：3歳以上児）			
階層区分	定 義	推定年収	基本保育料
A	生活保護世帯	—	0
B	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	3,000
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500
E	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700